

2. 建築分野

被災建築物応急危険度判定士・判定コーディネーター養成講習会、模擬訓練の実施

分野 建築

業務
形態

人材育成

対象となる職種 建築※

※建築職員が少ない又はいない市町村は行政職員

●事業の目的と概要

<目的>

県内で震度6以上の地震発生時に、各市町村で実施本部を立ち上げ開始する被災建築物の応急危険度判定活動を迅速かつ的確に実施できるようコーディネート力、判定体制の確認及び判定技術を身に付ける。

<概要>

被災建築物の応急危険度判定の技術に関わる講習会、訓練の実施

●具体的な支援内容

①被災建築物応急危険度判定コーディネーター養成講習会

市町村災害対策本部が被災建築物応急危険度判定を実施すると決定した場合、判定士を取りまとめ指示をするコーディネーターが必要となるため、その役目を担う市町村職員や応援要請の場合の総合支庁職員を対象に、県主催によるコーディネーター養成講習会を毎年1回実施

②被災建築物応急危険度判定全国連絡訓練及び県内連絡訓練

毎年8月末日に実施される被災建築物応急危険度判定全国連絡訓練に合わせ、県内の連絡訓練を実施

③被災建築物応急危険度判定模擬訓練

被災建築物応急危険度判定は、大規模地震発生後、速やかに的確に行う必要があることから、毎年解体予定の建築物を使用して、県主催による判定に係る模擬訓練を年1回実施

④被災建築物応急危険度判定士養成講習会

県内で大規模地震が発生した場合、すぐに対応できる判定士を養成・登録するため、資格要件となる建築士の登録時期直後に県が主催による判定士養成講習会を毎年1～2回実施

●活用事例

＜平成29年度開催状況＞

- ①被災建築物応急危険度判定コーディネーター養成講習会
平成29年7月20日(木)開催
市町村職員、総合支庁職員 計30名参加、その他事務局3名
判定計画までを座学、連絡訓練・判定計画書作成・支援本部への要請書作成を机上訓練で実施
- ②被災建築物応急危険度判定全国連絡訓練及び県内連絡訓練
平成29年8月30日(水)開催
県内連絡訓練については判定士が複数人登録されている10市と各総合支庁建設部建築課職員が参加被災県からの全国への応援要請に基づき、派遣要請についての連絡訓練を実施
- ③被災建築物応急危険度判定模擬訓練
平成29年10月30日(月)開催
判定拠点:置賜総合支庁501会議室、
判定建物:米沢署旧小野川駐在所(米沢市小野川町)
民間判定士3名、行政機関判定士15名 計18名参加、その他事務局2名
- ④被災建築物応急危険度判定士養成講習会
【庄内会場】
平成30年1月31日(水)開催、44名受講
【山形会場】
平成30年3月14日(水)開催、40名受講



被災建築物応急危険度判定模擬訓練

●活用の手続き

各講習会や訓練ごとに市町村に開催通知を发出します。開催通知に添付された申込書に必要事項を記入して、お申込みください。

●担当課(問い合わせ先)

県土整備部 建築住宅課 TEL023-630-2640

被災宅地危険度判定士養成講習会の実施

分野 建築

業務
形態

人材育成

対象となる職種 建築、土木

●事業の目的と概要

<目的>

大規模地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減防止し住民の安全の確保を図るため、宅地の危険度判定を実施する被災宅地判定士を養成し登録する。

<概要>

被災宅地危険度判定の技術に関わる講習会の実施。

●具体的な支援内容

○被災宅地危険度判定士養成講習会

被災した宅地の危険度判定の技術習得を目的に、県主催による判定士養成講習会を判定士登録更新時期である5年に1回開催

●活用事例

<平成28年度開催状況>

平成28年12月15日(木)開催

建築士、(公財)山形県建設技術センター職員、市町村職員、県職員 計76名参加、
その他事務局3名

(公財)全国宅地擁壁技術協会に講師を依頼、約2時間の講義を実施



被災宅地危険度判定士養成講習会

●活用の手続き

開催通知を発送します。開催通知に添付された申込書に必要事項を記入して、お申込みください。

●担当課(問い合わせ先)

県土整備部 建築住宅課 TEL023-630-2640

空き家の現状や制度等に関する研修会の実施

分野 建築

業務
形態

人材育成

対象となる職種 建築

●事業の目的と概要

<目的>

市町村の空き家対策の推進のため、担当者向けに空き家の原状や制度などに関して説明を行い、知識の習得を目指すもの

<概要>

市町村空き家対策実務者研修の実施

●具体的な支援内容

○市町村空き家対策実務者研修

全国の状況や国の制度、山形県内での取組など事例を交えての説明を行い、各市町村で抱える問題解決の糸口となるような情報を提供する。

●活用事例

<空き家対策実務者研修の開催状況>

平成30年度

平成30年6月11日(月)実施

参加者:各市町村、各総合支庁担当者 など 50名参加

内容:空き家の現状と課題、法制度・支援制度について
総合的な空き家対策の実施について



●活用の手続き

各市町村の空き家対策担当部署に対して事前に研修案内を送付しますので、参加を希望する場合はお申込みください。

●担当課(問い合わせ先)

県土整備部 建築住宅課 TEL023-630-2433

耐震化・減災対策への支援や高齢者宅への戸別訪問

分野 建築

業務形態 協働

対象となる職種 建築

●事業の目的と概要

<目的>

県民の地震に対する防災意識を高め、併せて住宅の耐震化・減災対策へ支援を行うことにより、大規模地震時の住宅倒壊や転倒家具等から命を守る。

<概要>

高齢者世帯への訪問やイベントに出向き、地震対策・減災対策について、アドバイスを行う。また、リフォーム総合支援事業により、住宅の耐震改修や減災対策を支援する。

●具体的な支援内容

①高齢者減災アドバイス

希望する65歳以上の高齢者世帯を対象に、市町村職員や総合支庁職員が高齢者宅へ訪問し、住宅の目視調査を行いながら少ない経費で現状にあった効果的な地震対策・減災対策について、アドバイスを行う。

また、市町村と県の職員が、高齢者の集まる集会やイベント等に出向いたり、出前講座により減災対策について周知を図る。イベント等に際しては、県から防災関係や大地震の被災状況関係のパネル、軸組模型などの貸出しを行う。

②住宅リフォーム総合支援事業

耐震改修工事が必要となった住宅への耐震改修工事費への補助、また命を守る減災・部分補強工事費への補助金を交付を実施している。(市町村への間接補助)

●活用事例

<平成29年度開催状況>

①高齢者減災害アドバイス

高齢者宅訪問戸数 3戸

集会等催事数 18

参加人数 6,789人 うち高齢者人数 2,031人



平成29年10月1日 天童市総合防災訓練 防災ブース設置

②住宅リフォーム総合支援事業

耐震改修工事 22件

部分補強工事 48件

県補助額

耐震改修工事: 工事費の25%(上限40万円)

部分補強工事: 工事費の10%(上限20万円)*

*世帯要件等により工事費の20%(上限30万円)

●活用の手続き

毎年度明けに高齢者減災害アドバイス計画表を各総合支庁へ提出していただきます。

人材派遣については各総合支庁建設部建築課に、パネルや模型の貸し出しについては以下の担当課にお問い合わせください。

●担当課(問い合わせ先)

県土整備部 建築住宅課 TEL023-630-2640